

平戸市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この告示は、平戸市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初請負金額が500万円以上の工事とする。ただし、別表1に定める工事については、評定を省略することができる。

2 1件の当初請負金額が130万円以上500万円未満の工事については、別途、平戸市建設工事指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）が定める簡易な方法により評定を行うことができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況及び目的物の品質等について評価を行うものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）及び監督を行う者（監督員、主任監督員及び総括監督員）とする。ただし、当初設計金額が3,000万円未満の工事については、総括監督員の評定項目を担当課長（担当課長が対応できない場合は、担当課長が指名する職員）が評定する。

(評定の時期)

第5条 工事成績の評定は、完成検査終了後、速やかに行うものとする。

(評定の方法)

第6条 評定は、工事成績評定調書（様式第1号）及び別途定める細目別評定点採点表により行うものとする。

2 細目別評定点採点表の算出は、考査項目別運用表により、工事の監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。なお、当初設計金額が1,000万円以上の工事（建築工事（解体工事含む）においては、2,000万円以上、電気工事及び管工事においては1,500万円以上）については、別途定める「施工プロセス」のチェックリストを考慮し評定するものとする。

(評定結果の報告)

第7条 検査職員は、評定者の評定が確定したときは、速やかに指名審査委員会事務局を経由し、市長へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、当該工事の受注者に対して評定の結果を工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条の規定による通知を受けた受注者は、評定点の内容について、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、市長に対して、工事成績評定結果説明資料請求書(様式第3号)により説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定結果説明資料請求に関する回答書(様式第4号)により、速やかに回答するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 評定結果の公表は、平戸市公共工事情報公表マニュアルに基づき行うものとする。

2 評定結果公表に関する説明請求は、受け付けないものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めのない事項については、指名審査委員会の審査に付し決定する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降契約したものに適用する。

別表1 評定を省略することができる工事

災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事。
機器の納品、部品取替等の工事。※1
草刈り、剪定のみ工事。※1
廃業等により工事請負業者が不在の場合。
人力または機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事。※1
維持的単一工種。
その他、市長が認めた工事。(企画財政課長あて協議が必要)

※1 件の請負金額が500万円以上の工事であっても、別表1 ※1 に該当する工事にかかる金額を差し引いた残額が500万円未満であれば、評定を省略することができる。